厚生委員会資料

令和6年9月25日

福祉部高齢者地域支援課

**品川区立東品川高齢者多世代交流支援施設（東品川ゆうゆうプラザ）**

**指定管理者候補者の選定について**

**１．趣旨**

　　品川区福祉部が所管する公の施設について、令和７年８月をもって指定管理期間が満了となるため、新たな指定管理期間における指定管理者候補者の選定を行う。

**２．指定期間満了を迎える施設の名称、所在地、指定期間等**

（１）名称　　　　　　品川区立東品川高齢者多世代交流支援施設(東品川ゆうゆうプラザ)

（２）所在地 　　　　東品川三丁目３２番１０号

（３）現指定管理者　　社会福祉法人　福栄会

（４）現指定管理期間　令和２年９月１日～令和７年８月３１日　（５年間）

（５）新指定管理期間　令和７年９月１日～令和１２年８月３１日（５年間）

**３．指定管理者候補者の選定**

（１）選定方法

　　公募によらず特定の事業者を選定する。

※施設の設置目的や事業内容などに特別な理由がある場合は、公募によらず特定の事

業者を選定することができるものとする「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」の規定に基づき、現行の指定管理者を福祉部の公の施設の指定管理者候補者選定予備委員会（以下「予備委員会」という。）および指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）における指定管理者候補者として特定して選定する。

（２）選定委員会および予備委員会の設置

　　　候補者の選定にあたっては、選定委員会を設置する。

なお、選定にかかる審議事項等を第一次に審議する機関として、予備委員会を設置

し、予備委員会はその審議結果を選定委員会に報告する。

　　　選定委員会は、有識者委員を加え、予備委員会の審議結果を踏まえて総合的に審議・

評価し、指定管理者候補者を選定する。

（３）選定基準

　　指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を選定基準とする。

　　・利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。

　　・公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものである

こと。

　　・公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

　　・公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

**４．指定管理者が行う業務**

　「品川区立高齢者多世代交流支援施設条例」第１５条に規定する次の業務

（１）施設の運営に関すること

（２）設置目的を達成するために必要な事業の企画、運営等に関すること

（３）施設の維持および修繕に関すること

（４）その他、区長が特に必要があると認めた業務

**５．今後の予定**

　令和６年１１月　指定管理者候補者選定予備委員会および選定委員会開催

１２月　指定管理者候補者選定

　令和７年　２月　第１回区議会定例会にて指定管理者の指定議案提出、議決

令和７年　８月　指定管理業務の協定締結

９月　指定管理業務開始